

旭川市の類似条例（市民等の役割・責務を規定）における処分等の規定

資料 4

	ごみのポイ捨て禁止条例	違法駐車等防止条例	飲酒運転の根絶に関する条例	空家等及び空地の適切な管理に関する条例	動物の愛護及び管理に関する条例
努力義務	○ 吸い殻入れの携行, 自動車内の回収容器設置等	○ 違法駐車に該当しない場合でも除雪作業の 支障とならないよう等	○ 飲酒運転の制止, 警察への通報等	○ 空家又は空地の適切な管理 生活環境に悪影響な空家等又は空地の 情報提供等	○ 動物の健康及び安全の保持, 動物が他人に迷惑を与えない等
助言・指導	○ 空き缶や吸い殻等の持ち帰りや 回収容器への収納	規定なし	規定なし	○ 管理不全空地への必要な措置	○ 犬猫の多頭飼養者に対する飼養方法
勧告	○ ※対象：飲料販売者 回収容器の設置及び処理に関し 適切な措置を講じていないとき	規定なし	規定なし	○ 上記指導によっても改善されないとき	○ 飼い犬が他人に害を加えたとき 又はその恐れのあるとき
命令	規定なし	規定なし	規定なし	○ 上記勧告に応じないとき	○ 上記勧告に従わないとき
罰則	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	○ 罰金→係留を要する犬の係留義務違反, 犬による咬傷事故の届出違反等 過料→多頭飼養の届出違反

○条例による罰則

罰則は、刑法で定められた刑を科す行政刑罰（懲役、罰金、科料など）と刑法で定められていない制裁を科す秩序罰（過料）に分かれる。

種類	分類	条例で規定できる金額
罰金	行政刑罰	1万円以上100万円以下
科料		1,000円以上1万円以下
過料	秩序罰	5万円以下